

「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」
(平成27年2月26日付け総務省・国土交通省告示第1号) 【参考資料】

空家等対策に係る関連施策等 (施策等一覧)

地方公共団体が、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に基づく空家等対策に取り組むに当たり、参考となる主な関連施策や諸制度等について、基本指針の参考資料として取りまとめたものです。

各施策等については、下記のように分類しています。

I 空家等に対する他法令による諸規制等

1. 具体の事案に対する対応手段の選択肢となる諸規制等

⇒ 具体の事案に対する初期の判断として、対応手段の選択肢となりうる空家等対策の推進に関する特別措置法以外の法令に基づく諸規制等を掲載しています。

2. 空家等対策に必要な諸手続規定等

⇒ 空家等対策に係る事務の円滑な実施に資すると考えられる、諸手続規定等を掲載しています。

II 空家等の増加抑制策、利活用施策、除却等に対する支援施策等

1. 空家等の発生又は増加の抑制等に資する施策等

⇒ 空家等に対する具体の対策として、空家等をそもそも発生させない、又は空家等の増加を抑制することに資すると考えられる施策等を掲載しています。

2. 空家等の利活用、除却等に対する支援施策等

⇒ 空家等に対する具体の対策として、現に存在する空家等を利活用し、又は除却等する取組を促すことに資すると考えられる施策等を掲載しています。

3. 施策を講じる上で考え方を参照すべき他分野の諸制度等

⇒ 空家等対策に係る取組方針等を検討する際、考え方を参考にし、また整合をとることが考えられる他分野の諸制度等を掲載しています。

令和3年7月
国土交通省・総務省

I 空家等に対する他法令による諸規制等

1. 具体の事案に対する対応手段の選択肢となる諸規制等

所管		施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	概要
国土交通省	住宅局建築指導課	建築基準法に基づく保安上危険な既存不適格建築物等に対する措置	×	×	×	○	建築基準法第9条の4 建築基準法第10条	<ul style="list-style-type: none"> ・特定行政庁は、そのまま放置すれば保安上危険となり、又は衛生上有害となるおそれがある既存不適格建築物等について、必要な指導及び助言をすることができる。 ・特定行政庁は、特殊建築物等のうち、そのまま放置すれば著しく保安上危険となる恐れがある既存不適格建築物等について、必要な措置を勧告でき、正当な理由なく当該勧告に係る措置がとられなかった場合において、特に必要と認めるときは命令できる。 ・特定行政庁は、現に著しく保安上危険な既存不適格建築物等について必要な措置を命令できる。 ・特定行政庁は、上記命令に基づく措置が講じられないとき等は代執行できる。
国土交通省	道路局	道路法に基づく禁止行為等に対する措置	×	×	×	○	道路法第43条、第44条、第47条の11、第48条、第71条第1項・第3項	<ul style="list-style-type: none"> ○沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務 ○道路保全立体区域内の制限 ○道路管理者等の監督処分
消防庁	予防課	消防法に基づく火災の予防のための措置	×	×	×	○	消防法第3条、第5条、第5条の3、第9条	<p>消防長、消防署長その他の消防吏員は、火災の予防に危険であると認める場合に、みだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去等を所有者等に命ずることができる。また、消防長又は消防署長は、建築物の構造又は管理等の状況について、火災の予防に危険であると認める場合に、建築物の改修等を所有者等に命ずることができる。</p> <p>火災の予防のために必要な事項は政令で定める基準に従い市町村条例でこれを定める。</p>
内閣府 消防庁	政策統括官(防災担当) 国民保護・防災部 防災課	災害対策基本法に基づく応急公用負担等	×	×	×	○	災害対策基本法第64条	市町村長は、災害が発生した場合等において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用等ができる。
内閣府	政策統括官(防災担当)	災害救助法に基づく救助	×	×	×	○	災害救助法第4条第10号 災害救助法施行令第2条第2号	災害に基づく救助として、災害によって運ばれた日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去ができる。

2. 空家等対策に必要な諸手続規定等

所管		施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	概要
法務省	民事局民事第二課	地方税法に基づく不動産登記情報の通知	×	×	×	○	地方税法第382条	登記所は、建物の表示又は所有権等に関する登記をしたときは、10日以内にその旨を当該家屋等の所在地の市町村に通知しなければならない。
法務省	民事局参事官室	民法に基づく財産管理制度	×	×	×	○	民法第25条から第29条、第951条から第959条	不在者がその財産の管理人を置かなかつたとき、あるいは、相続財産につき相続人のあることが明らかでないときに、家庭裁判所が、利害関係人又は検察官の請求に基づき不在者財産管理人又は相続財産管理人を選任し、家庭裁判所の監督の下、これらの管理人をして当該財産の管理等に当たらせる制度

II 空家等の増加抑制策、利活用施策、除却等に対する支援施策等

1. 空家等の発生又は増加の抑制等に資する施策等

所管		施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	概要
国土交通省	住宅局住宅総合整備課住環境整備室	高齢者等の住み替え支援事業	○	×	×	×	住宅市場整備推進等事業費補助金交付要綱	高齢者等の所有する戸建て住宅等を広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、子育て世帯等に広い住生活空間を提供するとともに、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住み替え等を促進。
国土交通省	住宅局住宅総合整備課賃貸住宅対策室	個人住宅の賃貸流通を促進するためのガイドライン	×	×	×	×	個人住宅の賃貸流通の促進に関する検討会報告書(個人住宅の賃貸流通を促進するための指針<ガイドライン>)(平成26年3月)、個人住宅の賃貸流通の促進に関する調査報告について(借主の意向を反映して改修を行うDIY型賃貸借の活用)(平成27年3月)	個人住宅の賃貸流通や空き家管理は、賃貸用物件と比べて取引ルールがなく、市場の形成はまだ不十分な状態であるため、個人住宅の賃貸流通を促進するための指針(ガイドライン)を策定。また、その中の賃貸借ガイドラインで提案したDIY型賃貸借の活用を促すため、契約書式例やガイドブックを策定。
国土交通省	住宅局住宅総合整備課	空き家の発生を抑制するための特例措置(空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除)	×	×	○	○	租税特別措置法第35条	相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、当該家屋(耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む。)又は取壊し後の土地を譲渡した場合には、当該家屋又は土地の譲渡所得から3,000万円を特別控除する。
国土交通省	住宅局総務課民間事業支援調整室	住宅金融支援機構による中古住宅取得・住み替えの支援	○	×	×	○	独立行政法人住宅金融支援機構法第13条	中古住宅取得・リフォームの支援及び個人のライフステージに合わせた住み替えの支援のため、住宅金融支援機構により、各種住宅ローンを提供する。
国土交通省	住宅局住宅生産課	長期優良住宅化リフォーム推進事業	○	×	×	×	長期優良住宅化リフォーム推進事業補助金交付要綱	良質な住宅ストックの形成や、子育てしやすい生活環境の整備等を図るため、既存住宅の長寿命化や省エネ化等に資する性能向上リフォームや子育て世帯向け改修等に対する支援を行う。
国土交通省	住宅局住宅生産課	住宅ストック維持・向上促進事業	○	×	×	×	住宅市場整備推進等事業費補助金交付要綱	維持管理やリフォームの実施などによって住宅の質の維持・向上が適正に評価されるような、住宅ストックの維持向上・評価・流通・金融等の一体的な仕組みの開発・普及等に対する支援を行う。
国土交通省	住宅局市街地建築課	優良建築物等整備事業(既存ストック再生型)	○	×	×	×	社会資本整備総合交付金交付要綱	老朽マンション等の既存の建築ストックについて、耐震化、バリアフリー化等、現在の居住ニーズに合ったストックへの再生を支援。

所管		施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	概要
国土交通省	住宅局住宅政策課	買取再販で扱われる住宅の取得等に係る特例措置(登録免許税・不動産取得税)	×	×	○	○	租税特別措置法第74条の3 地方税法附則第11条の4第4項～第7項	既存住宅流通・リフォーム市場の活性化を図るため、宅地建物取引業者が既存住宅を取得し、一定の質の向上を図るための改修工事を行った後、住宅を個人の自己居住用住宅として譲渡する場合において、宅地建物取引業者による当該住宅の取得に課される不動産取得税及び買主が当該住宅を取得する際の移転登記に課される登録免許税を減額する特例を措置。
農林水産省	農村振興局農村計画課	農山漁村振興交付金(うち地域活性化対策)	○	×	×	×	農山漁村振興交付金実施要綱	農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動、ICTを活用するモデル構想の策定・試行を支援。
国土交通省	住宅局市街地建築課	優良建築物等整備事業(複数棟改修型)	○	×	×	×	社会資本整備総合交付金交付要綱、優良建築物等整備事業制度要綱	面的な既存ストックの質の向上を促進し、良好な市街地環境の整備を推進するため、複数の既存住宅・建築物ストックのリノベーションを行う取組を支援。

2. 空家等の利活用、除却等に対する支援施策等

所管		施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	概要
国土交通省	住宅局住宅総合整備課住環境整備室	空き家再生等推進事業	○	○	×	×	小規模住宅地区等改良事業制度要綱	居住環境の整備改善を図るため、空き家等の活用・除却等に係る経費を支援(社会資本整備総合交付金の基幹事業)
国土交通省	住宅局住宅総合整備課住環境整備室	空き家対策総合支援事業	○	○	×	×	住宅市街地総合整備事業制度要綱	空き家対策計画に基づき実施する空き家の活用や除却などを地域のまちづくりの柱として実施する市町村に対して、国が重点的・効率的な支援を行うため、社会資本整備総合交付金とは別枠で措置。
国土交通省	住宅局住宅総合整備課住環境整備室	住宅市場を活用した空き家対策モデル事業	○	×	×	×	住宅市場整備推進等事業費補助金交付要綱	各地における空き家対策を加速するため、空き家に関する多様な相談に対応できる人材育成、多様な専門家等との連携による相談体制の構築、地方公共団体と専門家等が連携して共通課題の解決を行うモデル的な取組について支援を行い、その成果の全国への展開を図る。
国土交通省	住宅局住宅総合整備課	空家の除却等を促進するための土地に係る固定資産税等に関する所定の措置(固定資産税等)	×	×	○	○	地方税法第349条の3の2、第702条の3	「空き家対策の推進に関する特別措置法」(平成26年法律第127号)の規定に基づき、市町村長が特定空き家等の所有者等に対して周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告した場合は、当該特定空き家等に係る敷地について固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外する。

所管		施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	概要
国土交通省	住宅局 住宅総合整備課 安心居住推進課 民間事業支援調整室	民間賃貸住宅や空き家を活用した新たな住宅セーフティネット制度	○	○	×	×	社会資本整備総合交付金交付要綱、スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱、公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱、住宅市場整備推進等事業費補助金交付要綱	民間賃貸住宅や空き家を活用した住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録制度等を内容とする新たな住宅セーフティネット制度を創設し、住宅の改修や入居者負担の軽減、居住支援協議会等による居住支援活動等への支援を行う。
国土交通省	住宅局安心居住推進課	スマートウェルネス住宅等推進事業（サービス付き高齢者向け住宅整備事業）	○	×	×	×	スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱	「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、整備（空き家等の改修を含む）に対して支援する。
国土交通省	住宅局市街地建築課	住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物アスベスト改修事業）	○	×	×	×	社会資本整備総合交付金交付要綱	住宅・建築物のアスベスト対策を促進するため、住宅・建築物のアスベスト含有調査及びアスベスト除去等に対し支援を行う。
国土交通省	住宅局市街地建築課 都市局市街地整備課	暮らし・にぎわい再生事業	○	×	×	×	社会資本整備総合交付金交付要綱	衰退し利便性の低下した中心市街地において、公益施設（地域交流施設、医療施設、社会福祉施設、教育文化施設等）を含む建築物の整備等を支援することにより、にぎわいのあるまちなかとして再生する。
国土交通省	住宅局市街地建築課市街地住宅整備室	住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）	○	○	×	×	社会資本整備総合交付金交付要綱（住宅市街地総合整備事業）	一定の要件を満たす密集市街地等において、老朽建築物・空き家等の除却に係る経費を支援（社会資本整備総合交付金等の基幹事業）
国土交通省	住宅局市街地建築課市街地住宅整備室	街なみ環境整備事業	○	○	×	×	社会資本整備総合交付金交付要綱（街なみ環境整備事業）	一定の要件を満たす住環境の整備改善を必要とする区域において、空き家等の除却・外観修景整備等に係る経費を支援（社会資本整備総合交付金等の基幹事業）
国土交通省	住宅局市街地建築課市街地住宅整備室	住宅市街地総合整備事業（住宅団地ストック活用型）	○	○	×	×	社会資本整備総合交付金交付要綱（住宅市街地総合整備事業）	空き家など既存ストックを活用した高齢者・子育て世帯の生活支援施設等の整備、若年世帯の住替えを促進するリフォーム等を総合的に支援
国土交通省	住宅局市街地建築課市街地住宅整備室	古民家等観光資源化支援事業	○	×	×	×	観光振興事業費補助金交付要綱（古民家等観光資源化支援事業）	古民家等の歴史的建築物において、Wi-Fi整備、多言語対応、トイレの洋式化、体験施設への転用等、外国人旅行者を受け入れる環境を整備することにより、外国人旅行者がストレスフリーで快適に旅行できるようにし、その満足度を向上させる。
国土交通省	住宅局住宅政策課	空き家所有者情報の外部提供に関するガイドライン	×	×	×	×	—	市町村が空き家所有者情報を民間事業者等に提供するための法的な整理や、空き家所有者情報の収集・同意取得の留意点等の運用方法、先進的な取組事例等を内容とするガイドライン（試案（平成29年3月公表）を拡充したものを）を策定・公表。

国土交通省	住宅局総務課民間事業支援調整室	フラット35地域連携型(空き家対策)	×	×	×	○	独立行政法人住宅金融支援機構法第13条	「空き家対策」の施策を実施している地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、地方公共団体による財政的支援とあわせて、空き家を取得する場合にフラット35の金利を引き下げる。
国土交通省	住宅局住宅生産課	グリーン住宅ポイント制度	○	×	×	×	環境対応等住宅需要喚起対策費補助金交付要綱、グリーン住宅ポイントによる環境対応等住宅需要喚起対策事業実施要領	一定の省エネ性能を有する住宅の新築やリフォーム、一定の要件を満たす既存住宅(空き家バンク登録住宅等)の購入をする者等に対して、商品や追加工事と交換できるポイントを発行する。

所管		施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	概要
国土交通省	都市局都市安全課	都市防災総合推進事業	○	×	×	×	社会資本整備総合交付金交付要綱	密集市街地における延焼危険性の低減を図るため、木造の老朽建築物の除却を支援(防災・安全交付金の基幹事業)
国土交通省	不動産・建設経済局不動産課	空き家・空き地等の流通の活性化の推進	○	×	×	×	—	全国の空き家・空き地等の検索が可能な全国版空き家・空き地バンクの活用促進、標準的な空き家バンクの制度要綱、様式、運営に関するガイドラインを作成・配布予定。
内閣官房 観光庁	観光戦略実行推進室 観光資源課	歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進	×	×	×	×	観光戦略実行推進会議の開催について(平成30年8月30日内閣総理大臣決裁)	空家となった古民家等の歴史的資源の活用を図るため、意欲ある地域の相談をワンストップで受け付け、専門家派遣や事業者とのマッチングをはじめとした支援を行う。
観光庁	観光産業課	既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業	○	×	×	×	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱	観光拠点を再生し、地域全体で魅力と収益力を高める事業について、短期集中で強力で支援を行う。
総務省	自治行政局地域振興室	地方公共団体の空き家対策に対する地方財政措置	×	○	×	×	特別交付税に関する省令	地方公共団体による空き家に関するデータベースの整備、空き家相談窓口の設置、空家等対策計画に基づき取り組む空家の活用・除却等の空き家対策について、特別交付税措置を講じている。
総務省	自治行政局過疎対策室	定住促進空き家活用事業(過疎地域集落再編整備事業)	○	×	×	×	過疎地域持続的発展支援交付金交付要綱	過疎地域の空き家を活用し、地域における定住を促進するための、空き家の改修に必要な経費に対して補助を行う。
文化庁	文化資源活用課	重要文化財(建造物)の保存修理等	○	○	○	○	文化財保護法第35条	所有者及び管理団体が重要文化財(建造物)の保存修理・整備活用を実施する際に支援を行う。
文化庁	文化資源活用課	登録有形文化財(建造物)の保存・活用等	○	○	○	×	登録有形文化財建造物修理等事業費国庫補助要項	所有者及び管理団体が登録有形文化財(建造物)の保存・活用を実施する際に支援を行う。
文化庁	文化資源活用課	伝統的建造物群保存地区の保存・活用等	○	○	○	○	文化財保護法第146条	市町村が実施する重要伝統的建造物群保存地区の保存や整備に対して支援を行う。

文化庁	文化資源活用課	国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業	○	○	○	×	重要文化財(建造物・美術工芸品)修理、防災、公開活用事業費国庫補助要項等	文化財建造物の適切な周期による保存修理を行うとともに、文化財の保存活用計画の策定、解説板、情報機器の設置や展示、便益、管理のための施設等の特色ある活用の取組に対して支援し、観光資源としての充実及び地域の活性化を図る。
-----	---------	-----------------------	---	---	---	---	--------------------------------------	--

所管		施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	概要
厚生労働省	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室	共同生活援助	○	○	×	○	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項	障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。
厚生労働省	老健局高齢者支援課	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業	○	○	×	○	・介護保険法第115条の45第3項 ・地域支援事業実施要綱	空き家等の民間賃貸住宅や多くの高齢者が居住する集合住宅等への高齢者の円滑な入居を支援するとともに、これらの住宅の入居者を対象に、日常生活上の生活相談、安否確認、緊急時の対応等を行う生活援助員を派遣し、関係機関・関係団体等による支援体制を構築する等、地域の実情に応じた、高齢者の安心な住まいを確保するための事業を行う。
農林水産省	農村振興局地域整備課	農山漁村振興交付金(うち農山漁村活性化整備対策)	○	×	×	○	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第6条	農山漁村活性化法に基づき、市町村等が作成する定住や都市と農山漁村との交流促進のための活性化計画の実現に向けて、生活環境施設や地域間交流拠点施設等の施設整備を中心とした取組を支援。
農林水産省	農村振興局都市農村交流課	農山漁村振興交付金(うち地域活性化対策【活動計画策定事業】)	○	×	×	×	農山漁村振興交付金交付等要綱	農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実証活動、専門的スキルの活用等を支援。
農林水産省	農村振興局都市農村交流課	農山漁村振興交付金(うち農泊推進対策)	○	×	×	×	農山漁村振興交付金交付等要綱	農山漁村の活性化と所得向上を図るため、地域における実施体制の構築、観光コンテンツの磨き上げ、多言語対応やワーケーション対応等の利便性向上、滞在施設等の整備等を一体的に支援。
経済産業省	地域経済産業グループ中心市街地活性化室	地域商業機能複合化推進事業	○	×	×	×	中小企業経営支援等対策費補助金(地域商業機能複合化推進事業)交付要綱	商店街等において、空き店舗等を活用した創業支援等の実施とともに、来街者の消費動向等の調査分析や、需要の変化を踏まえた新たな需要の創出につながる魅力的な機能の導入等を行い、最適な供給体制(店舗構成・テナントミックス)の実現に向けた仕組みづくり等に取り組むための実証事業に要する経費の一部を補助する。
環境省	自然環境局国立公園課	国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業	○	○	×	×	国立公園等資源整備事業費補助金(国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業)交付要綱	国立公園内の利用拠点における滞在環境の上質化に係る計画策定及び当該計画に基づく利用拠点上質化整備等を行うことにより、外国人訪問者の国立公園での体験滞在の満足度を向上させる事業に対する補助。

3. その他関連する他分野の諸制度等

所管		施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	概要
国土交通省	住宅局建築指導課	既存の建築物の増改築や用途変更に係る建築基準法の規制について	×	×	×	○	建築基準法第86条の7、第87条	既存不適格建築物については、増改築や用途変更等を契機として、原則として既存不適格部分を現行基準に適合させること(既存適及)が必要となるが、一定の増改築や用途変更の場合は、既存適及の範囲が限定される。
国土交通省	住宅局建築指導課	検査済証のない建築物に係る増改築等の円滑化のための措置	×	×	×	×	検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン	検査済証のない建築物について、建築当時の法適合状況を調査するための方法を示した『検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン』を策定(平成26年7月2日)
国土交通省	都市局都市計画課	都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画制度	○	○	○	○	都市再生特別措置法第81条	市町村が、都市全体の観点から、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランを作成。
内閣府 消防庁	政策統括官(防災担当) 国民保護・防災部 防災課	市町村地域防災計画	×	○	×	○	災害対策基本法第42条	防災基本計画に基づき、市町村がその地域につき、災害予防、災害応急対策、災害復旧等に関する事項を定める計画。
内閣府	地方創生推進事務局	中心市街地活性化基本計画の認定	×	×	×	○	中心市街地の活性化に関する法律	少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進。
法務省	保護局更生保護振興課	帰るべき場所がない刑務所出所者等の住居確保対策	×	×	×	○	○ 更生保護法(平成19年法律第88号)第61条第2項、第62条第3項、第85条第3項 ○ 更生保護事業法(平成7年法律第86号)第2条第2項・第10条から第29条まで・第45条から第48条まで ○ 再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)第15条・第16条	保護観察所長が、更生保護施設等を運営する事業者等に対し、一時的な宿泊場所の供与等刑務所出所者等の保護を委託する制度。
厚生労働省	社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	○	×	×	×	○「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書(参考) ○「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」報告書(参考)	精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療・障害福祉・介護、住まい、社会参加、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を推進。
環境省	廃棄物適正処理推進課	災害等廃棄物処理事業	○	○	×	○	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条	災害により発生した廃棄物について、市町村(一部事務組合、広域連合、特別区を含む。)が行う、生活環境保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業に要する費用に対して補助金による支援を行う。
内閣官房／内閣府	まち・ひと・しごと創生本部事務局／地方創生推進事務局	商店街活性化促進事業	×	×	×	○	地域再生法	地域再生法に基づき、市町村が商店街活性化促進事業計画を作成した場合、法律に基づく特例措置や関係省庁の予算措置などにより、商店街活性化の取組を重点的に支援。併せて、計画区域内の空き店舗等の所有者等に利活用を促すための手続きを整備。

所管		施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	概要
国土交通省	都市局都市計画課	都市のスポンジ化対策 (低未利用土地権利設定等促進計画・立地誘導促進施設協定)	×	×	○	○	都市再生特別措置法109条	都市のスポンジ化(都市の内部において、空き地、空き家等の低未利用の空間が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに相当程度の分量で発生する現象)に対応する為、これらの利用等を促進。 ・低未利用土地権利設定等促進計画制度:行政主導で「小さく」「点在する」空き地・空き家をまとめて活用。 ・立地誘導促進施設協定制度:地域コミュニティ主導で空き地・空き家を公共スペースに。
国土交通省	不動産・建設経済局不動産市場整備課	低未利用地の適切な利用・管理を促進するための特例措置(低未利用土地等の長期譲渡所得の100万円特別控除)	×	×	○	○	租税特別措置法第35条の3	新たな利用意向を示す者への土地の譲渡を促進するため、個人が保有する都市計画区域内の低未利用土地等を譲渡した場合(土地とその上物の取引額の合計が500万円以下の場合に限る。)、長期譲渡所得から100万円を特別控除する。